

## 『第二次東大和市子ども読書活動推進計画』素案に対する パブリックコメントの結果について

東大和市における子ども読書活動推進に関する基本的な指針を示す、『第二次東大和市子ども読書活動推進計画』（素案）について、パブリックコメントを実施したところ、次のとおりの結果となりました。

- 1 提出した市民等の数及び提出された意見の数  
2人 5件
- 2 意見の提出期間  
平成29年11月15（水）から平成29年12月14日（木）まで
- 3 提出された意見の要約及び意見に対する市の考え方  
別紙のとおり

提出者	意見	意見の要約	市の考え方
1	1	<p>現行（平成 25 年策定）の「東大和市子ども読書活動推進計画（平成 25 年度～平成 29 年度）」（以後、「現行計画」とする。また「第二次東大和市子ども読書活動推進計画」（素案）を「次計画素案」とする）の今後の取り組むべき課題の一つに「発達障害のある子どもへの図書館サービス」が挙げられていました。このことについて、意見を以下のとおり述べる。</p> <p>まず「発達障害」といっても、ASD 及び ADHD、LD 等その程度や症状は多様で個別な対応が必要であるという前提ではあるが、そのうちのディスレクシア（読み書き障害）についてはマルチメディア DAISY の有効性が言われており、貴市も取り組まれているとのことだった。</p> <p>そこで、貴市の管内小中学校で採択されている教科書や副教材の「DAISY 図書化」は保護者等からきつと要望が多いと思う。図書館や貴市だけでは解決しない問題とは思いますが、他機関等と連携を踏まえて検討して欲しい。</p> <p>また、マルチメディア DAISY 等機器を必要としない「LLブック」（絵やサインを多用して、生活のルールや基礎習慣を身に着けるための内容の本が多い）の収集、コーナーの設置、学校への団体貸出等も、公共図書館として有効なサービスだと思う。以前より LLブックと名のついた出版物も多く出版され、貴市の図書館でも 3 冊ほど所蔵しているようだ。あまり利用される機会は少ないとは思いますが、障害のある子どもたちの学びを支えるといった視点から、図書館として取り組んで欲しい。</p> <p>最後に、次計画素案が予算の裏付けをもって実行に移されることを希望して、私の意見とします。よろしくご検討ください。</p>	<p>DAISY教科書につきましては、(公財)日本障害者リハビリテーション協会へ申請することにより入手することができます。また、発達障害のある方にも利用しやすい「LLブック」等の資料は、まだまだ数が少ないのが現状ではありますが、今後も情報及び資料の収集に努めてまいります。</p> <p>現時点では具体的に計画に記述することは難しいと考えますが、今後事業の実施に向けて検討する際には、ご意見を参考にして進めてまいりたいと思います。</p>

提出者	意見	意見の要約	市の考え方
2	2	<p>1 ページ 計画の位置付け</p> <p>『東大和市総合計画「第二次基本構想（改定）」及び「第四次基本計画」』及び『東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画』を上位計画とし、子ども計画の読書活動を支援・推進するための計画として位置づけられる計画とある。</p> <p>一方、『東大和市学校教育振興基本計画』では、学校図書館の活用を進め、学校・家庭での読書時間を増やす計画を推進している。</p> <p>社会教育関係の計画にとらわれず、『東大和市学校教育振興基本計画』等子ども読書に関わる計画との連携についても、触れる必要があるのではないか。</p>	<p>ご提案いただきました「東大和市学校教育振興基本計画」等との連携につきましては、位置付けの中に組み込む形で検討してまいりたいと思います。</p>
	3	<p>1 2 ページ 読書活動を支える人材</p> <p>この中で、司書教諭及び学校図書館指導員とあるが、本素案2ページでも述べられているとおり、平成26年の学校図書館法の一部改正により「学校図書館の職務に従事する職員が学校司書」として位置づけられた。</p> <p>本市の学校図書館指導員は、有資格の嘱託員であることから、法律にのっとり「学校司書」と位置付けるとともに、勤務条件等の改善目標を明示し、全校配置の確立を目指す必要があると考える。</p>	<p>学校図書館の職務に従事する職員の配置につきましては、すでに司書または司書教諭の有資格者を学校図書館指導員として全校に配置する方針で取り組んできており、法律の趣旨にも即しております。</p> <p>ご意見にあります学校司書につきましては、本市においては学校図書館指導員と内容的に大きな差異はないものと認識しております。</p> <p>そのため、学校司書への変更等につきましては、今後の課題とさせていただきます。</p>

提出者	意見	意見の要約	市の考え方
2	4	<p>職員体制の充実</p> <p>図書館職員に関して、15ページでは、「・・・、専門職の配置が望まれます」と記述されており、また、27ページには、「…専門職の適切な配置に努めます。」と述べられている。</p> <p>子どもの読書活動の推進に関わる事業を実施していくためには、何よりも専門的な知識、能力を有する専門職の配置が必須と考える。</p> <p>図書館の嘱託職員は司書有資格者に限って、また学校図書館指導員に関しては、司書及び司書教諭の有資格者に限って採用しているという状況の中、図書館の正規職員についてはこのことが全く考慮されていないのはいかがなものかと考える。</p> <p>日本図書館協会や館長協議会の調査等でも、職員に占める司書有資格者の比率について調査しており、図書館業務遂行のためには専門職の配置が必要と考えられていることの表れです。</p> <p>これらの調査結果を参考に、本市においても、当面司書有資格者の比率をどの程度確保すべきか、数値目標をあげ、専門職の配置に努める必要があるのではないかと思う。</p>	<p>専門職の配置につきましては、図書館といたしましても大事なことであると認識しており、これまでも適切な配置に努めているところであります。しかし、司書有資格者の比率等、具体的な数値目標を記述することは難しいと考えております。</p>
	5	<p>5ページからの現状報告について、可能な限り実績数値等を明示することで、本計画がより具体的になるのではないかと思う。</p>	<p>ご提案いただきました現状報告の実績数値等につきましては、可能な範囲でお示しできるように検討してまいります。</p>